

# 保護者へのお願い

スマートフォン等を持たせる必要があるのか親子でしっかりと確認してください

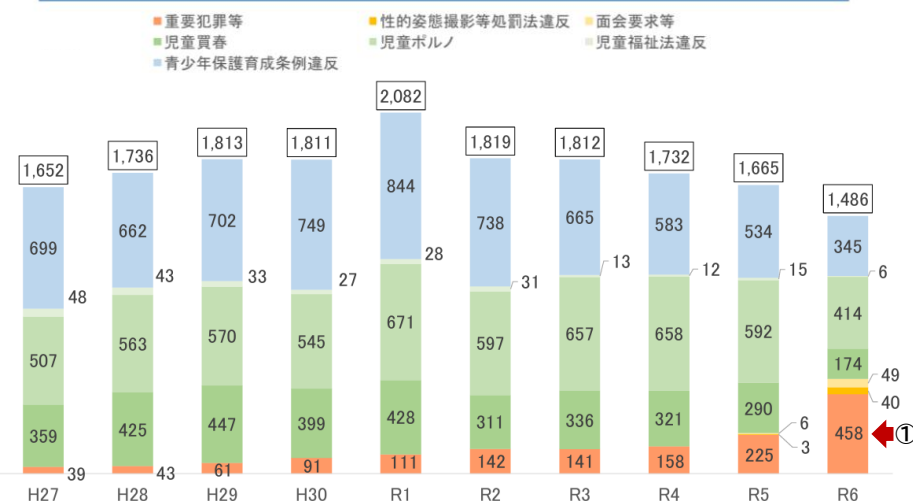
そのうえで、持たせる場合は「保護者の責務」としてフィルタリング機能の活用が法令で定められています

## 児童生徒が被害者となる事件が後を絶ちません

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用が児童生徒にも広がり、子どもが被害者となる事件が後を絶ちません。

警察庁HPより引用

2-5.【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移



① SNSに起因する犯罪児童数は、罪種別では、青少年保護育成条例違反が減少傾向にある一方、重要犯罪等が増加傾向。

※重要犯罪等=殺人、強盗、不同意性交等、略取誘拐、逮捕監禁

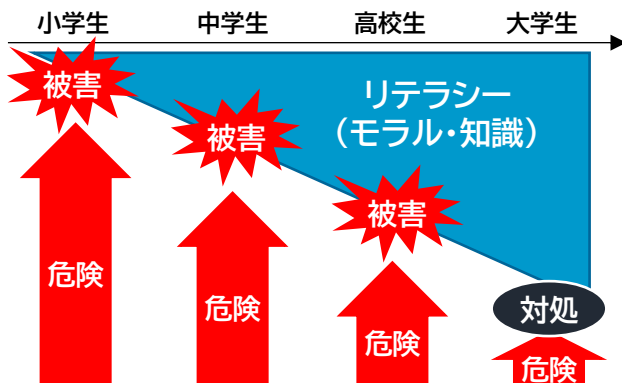
② 令和元年から5年連続減少しているものの高い水準で推移。小学生の被害児童数は、平成27年に比べて令和6年は3倍以上。

(年)	小学生	中学生	高校生	その他
H27	35	627	832	158
R6	136	715	582	53(人)

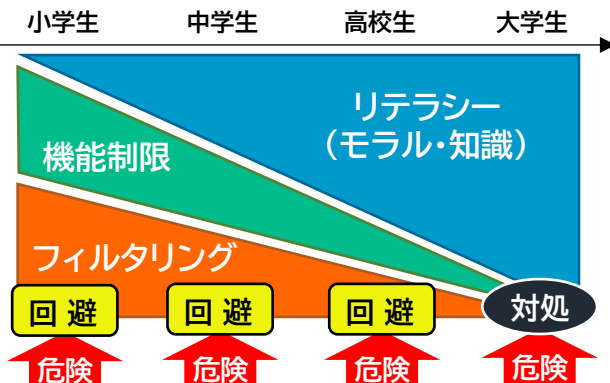
## スマホ・タブレットに「フィルタリング機能」を設定してください

▼フィルタリングを利用することで、児童生徒の成長に好ましくない情報から守ることができます▼

リテラシー(モラル・知識)が不十分なうちは被害にあいやすい



リテラシー(モラル・知識)が不十分なうちはフィルタリングや機能制限で危険を回避



### ポイント1 知っておきたい「長崎県少年保護育成条例」

第4条の2 保護者は、少年がインターネットの利用によって得られる情報であって、その内容が著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれがあると思われるものについては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用等により、少年に閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならない。



### ポイント2 このサイトなんてブロックされるんだろう？

このサイトなんてブロックされるんだろう？ フィルタリング機能を利用して、児童生徒が悪意のあるサイトや危険な情報に気づくことができます。



### ポイント3 「ながさき基準」

フィルタリング機能には使用時間を設定できるものもあります。



# 子どもたちをネットトラブルから守るために フィルタリングを活用しよう！



## フィルタリングサービス

青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。青少年が利用するスマートフォン等には基本的にサービスを使い始めるとき、フィルタリングサービスをかけることになっています。



詳しくはこちら



安心ネットづくり促進協議会  
「フィルタリングサービスを利用しましょう！」  
[https://www.good-net.jp/sp/2012\\_300-1439\\_454](https://www.good-net.jp/sp/2012_300-1439_454)

## ペアレンタルコントロール

保護者が子どもの使うスマートフォン等の機能を制限できる機能です。子どもが危険な機能を使ったり、有害なサイトにアクセスしたり、時間の使い過ぎを制限することができます。



## 設定方法など

### NTTdocomo

<https://www.docomo.ne.jp/service/filtering/>



### au

<https://www.au.com/mobile/service/filtering/>



### SoftBank

<https://www.softbank.jp/mobile/service/filtering/>



### Rakuten Mobile

<https://network.mobile.rakuten.co.jp/service/anshin-control/>



※長崎っ子のためのメディア環境協議会を構成する事業所、関係団体等の情報のみ掲載しています。

### 長崎っ子のためのメディア環境協議会(構成企業・機関・団体)

(株)ドコモCS九州 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) アルプスシステムインテグレーション(株)

長崎県警察本部生活安全企画課 長崎県警察本部サイバー犯罪対策課 長崎県子ども未来課 長崎県教育庁児童生徒支援課  
長崎県教育庁生涯学習課 長崎県校長会 長崎県高等学校長協会 長崎県少年補導センター連絡協議会 総務省九州総合通信局  
長崎県青少年育成県民会議 長崎県PTA連合会 長崎県公立高等学校PTA連合会 長崎県メディア安全指導員協議会

(事務局)長崎県青少年育成県民会議 〒850-0031長崎市桜町4-1長崎商工会館9階 tel/fax095-824-7510